



事 務 連 絡
令和 2 年 8 月 6 日

独立行政法人労働者健康安全機構
三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局労働基準部
健康安全課長

8 月以降における熱中症予防対策の徹底について

平素は、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、職場での熱中症予防対策については、令和 2 年 4 月 7 日付け『令和 2 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について』により協力をお願いをさせていただき、各団体におかれましては熱中症予防に取組みいただいているところではあるかと存じますが、別紙のとおり 7 月末までに報告があった全国の職場における熱中症による休業 4 日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）は、猛暑であった昨年同時期と比較して、6 月は、速報値ではあるものの、2 倍以上となっています。

また、三重県内の令和元年から過去 5 年間の死傷者数（別添リーフレット参照）を見ると、8 月前半に急増する傾向にあり、今年は、特に新型コロナウイルス感染症に備えて「新しい生活様式」を導入したことに伴い、在宅勤務や業務量の偏りが生じているところも多くなっており、梅雨明け後等の気温の急激な上昇に対し、労働者が熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）していないと、熱中症の発症や重篤化が懸念されます。

さらに、お盆明けなど夏季休暇後にも、暑さに慣れていない身体で業務再開を行う際には細心の注意が必要です。

つきましては、貴職におかれましては、8 月以降の職場における熱中症予防対策の徹底に向け、労働者の熱順化の状況を踏まえた対策の実施に留意する等により、熱中症予防対策に一層の取組を進めていただけるよう、関係事業場への周知について特段の御理解と御協力をお願い申し上げます。

別添リーフレットは、三重労働局のホームページからダウンロードできます。

URL : https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/anzen_eisei/20200721.html

